○環境省令第六号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

環境大臣　小泉進次郎

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（環境再生・廃棄物対策部の所掌業務） **第五条**　（略） 一～七　（略） 八　特定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。）の収集、運搬、保管及び処分に関すること。 九～十八　（略） （地方環境事務所に置く課等） **第七条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、自然再生企画官については、北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所及び近畿地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については、北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、用地保全専門官については、九州地方環境事務所、東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官については、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。	（環境再生・廃棄物対策部の所掌業務） **第五条**　（略） 一～七　（略） 八　特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること。 九～十八　（略） （地方環境事務所に置く課等） **第七条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、自然再生企画官については、北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所及び近畿地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官及び離島希少種保全専門官については、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官については、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。